



ジャパン少額短期保険 保険商品のご案内

Contents

会社について	0 3
商品内容	0 4 ・ 06
実務について	0 5
手数料について	0 6
登録方法	0 7

ジャパン少額短期保険株式会社及びJBR(株)の概要

安心
と
信用

◇順調な業容拡大

- ・ 今期の収入保険料は**32,5億円超**
- ・ 保有契約数は**36,3万件**を超えました
(2023年3月期)

◇ジャパンベストレスキューシステム(株)
(**東証プライム上場**)のグループ会社です。

ジャパンベストレスキューシステム(株)

- 本社 : 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号
- 事業内容 : 24時間365日対応の総合生活トラブル解決サービス「**生活救急車**」を全国展開。
トラブルに備えた生活会員「**安心入居サポート**」「**学生生活110番**」や、企業の代わりにコールセンターの運営から出動までを代行する「**緊急出動付コールセンター**」などを展開しています。
- 上場市場 : 東証プライム上場 (証券コード2453)
- 設立 : 平成9年2月
- 資本金 : 7億8,036万円
- 役職員数 : [連結] 335名 [単体] 167名
- 代表者名 : 榊原 暢宏

ジャパン少額短期保険株式会社

- 本社 : 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
大手町野村ビル7F
- 事業内容 : 少額短期保険業
- 登録番号 : 関東財務局長 (少額短期保険) 第5号
- 販売商品 : 賃貸住宅入居者向け家財保険
自転車保険 お天気保険
弁護士費用保険 携帯電話修理の保険
パソコン修理の保険
バイク修理の保険
結婚式キャンセル保険 等
- 資本金 : 1億円
- 登録日 : 平成19年10月25日
- 代表者名 : 木下 純一



ジャパン少額短期保険株式会社
営業推進部 TEL 03-3516-8550

家財の補償と賠償責任の補償がセットになった

『新すまいRoom保険 A』

保険料15,000円～（家財400万プラン～）

充実の補償内容

家財の補償、賠償責任の補償に加え、洗面台、浴槽、便器、ガラスの破汚損による**交換費用が100万円限度**でお支払い致します。
更にすべての補償、プランに**免責金額がございません。**

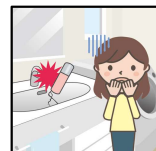
死亡の補償

住宅内で被保険者が死亡した際の死亡時の清掃費用などを、最大80万円まで補償致します。
家財保険の全ての補償プラン共通の補償となっており、法定相続人がいない場合は**オーナー様からの直接請求も可能**です。

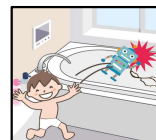
保険金をお支払いする主な例



誤って借戸室の**窓ガラス**を割ってしまった。
【100万円限度】



化粧ビンを落とし、**洗面台**を破損させてしまった。
【100万円限度】



誤って、**浴槽**を破損させてしまった。
【100万円限度】



誤って、**便器**を破損させてしまった。
【100万円限度】



入居者が**宅内で亡くなっており、特殊清掃が発生した。**
【50万円限度】

入居者が**宅内で亡くなったことにより、遺品整理の費用が発生した。**
【30万円限度】

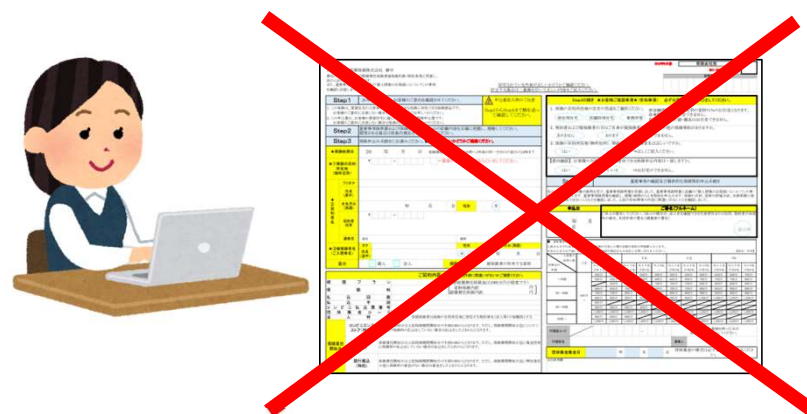
事務が楽

- ◇パソコンで申込書を簡単作成
申込書修正の際、契約者様の**訂正印が不要**。(一部必要)
- ◇保険料の支払方法が簡単
代理店の皆様による、ご**集金**や契約者様が**コンビニ用紙**で直接弊社にお支払いするなどご要望によって様々なお支払い方法をご用意しております。



更新業務はペーパーレス

- ◇弊社から継続の案内書類を直接契約者様へ郵送します。
(更新月の2~3ヶ月前)
新規契約時と同様に代理店の皆様にてご集金していただくか、コンビニ用紙で契約者様がお支払いいただければお手続き完了となります。



更新時の付保漏れ対策

- ◇保証会社と連動しており、更新漏れなどを防ぐことができます。
(連動可能な保証会社を知りたい場合は、弊社までお問い合わせください)



事業用の『テナント保険』

テナント総合保険 (200万円～)

事務所・店舗等 17,000円～
 飲食店・その他 (美容室等) 48,000円～



	引受業種	引受不可となる例
事務所・店舗等	事務所	金融業、景品交換所、風俗業 等
	生活用品の小売店	自動車・原動機付自転車販売店、リース販売店、火薬販売店 ガソリンスタンド、LPガス販売店、自動車塗装業、百貨店 等
	食料・飲料の販売店 (製造販売は飲食・その他料率)	工場
	衣服・身の回りの卸売店、飲料、飲料品の卸売店	スーパーマーケット、百貨店 等
	機械・器具の卸売店	医療器具販売店、工場 等
	製造・加工業・作業場	製造・加工業・作業場 (什器・備品が1,000万円以上)
	その他の店舗 指圧マッサージ店、整体・整骨院・鍼灸院 、学習塾、クリーニング取次店、各種スタジオ	風俗店に該当する店舗、クリーニング店、病院・診療所、保育所 宿泊施設等、映画館・劇場・興業場、銭湯・温泉、老人ホーム・ 介護施設、カイロプラクティック養成学校、コインランドリー、 金融店舗、倉庫業 等
飲食店・その他	喫茶店、飲食店、料理教室 各種教室 (火またはオイルを使う場合)	パブ、スナック、キャバレー、ナイトクラブ、キャバクラ、 その他危険物等を取扱いする業者 等
	持ち帰り弁当屋など食品の製造販売店	製品加工をする工場
	その他特別に飲食店料率で引き受ける業種 (理髪店・美容院の店舗、 エステティックサロン・日焼けサロン、ネイル サロン 等)	美容整形、犬カフェ、猫カフェ

手数料料率

◇代理店手数料
 家財、テナント共に

44%

ノルマや更新時の手数料率
 の変動もございません。

代理店委託・登録に必要な書類・費用について

○が取付必要な書類です。

No	必要書類	乗合	新設
1	電子申請内容確認書	不要	○
2	乗合承認請求書 (※取り扱う少額短期保険会社へ請求する際に代理店様のメールアドレスが必要)	○	不要
3	登録申請書(15,000円収入印紙貼付)	不要	○
4	誓約書	不要	○
5	登録変更申請書兼保険募集に従事する役員・使用人の確認書 (出先登録)	○	不要
6	募集人の合格通知書のコピー(日本少額短期保険協会発行)	不要	○
7	法人役員氏名・住所一覧	不要	○
8	法人登録・・・履歴事項全部証明書の写し または登記情報提供サービスにて取得した法人登記情報 (※いずれも財務局申請日から3ヶ月以内のもの) 個人登録・・・住民票の原本または免許証などの写し (※住民票は財務局申請日から3ヶ月以内のもの)	不要	○
9	代理店委託契約書(4,000円収入印紙は当社負担)	○	○
10	少額短期保険代理店として遵守すべき事項(回収用)	○	○
11	代理店手数料支払指図書	○	○
12	販売方針説明書兼メールアドレス連絡書	○	○
費用負担:登録免許税 15,000円 ※皆様のご負担になります。		不要	○

◇ 新設による代理店委託の場合は法人で委託をする場合、定款に「損害保険代理業」等の記載が必須となります。
※各種保険代理業などの文言は不可です。
※記載がない場合には代理店委託が出来ませんので定款のご変更が必要です。

※保険料の集金方法が団体集金の場合は別途「保険料集金に関する契約書」、「口座振替依頼用紙」が必要です。

ご清聴ありがとうございました。
ぜひご検討のほどよろしく申し上げます。

 ジャパン少額短期保険株式会社

営業推進部：川端康昭

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル7F

電話番号：03-3516-8550

FAX番号：03-3516-8552

メールアドレス：dairitenmail@japan-insurance.jp

※ご不明な点が御座いましたら、お気軽にお問合せください。

